

平成30年度事業計画

1 みどりまちづくり事業

- ・都市機能の維持・増進および環境への負荷低減を目的としたつぎの事業〔定款第4条第1項第1号〕
ア 調査研究およびその成果の普及 イ 普及啓発 ウ 相談、助言および援助
- ・練馬区まちづくり条例に基づくまちづくりに必要な支援〔定款第4条第1項第2号〕
- ・区と協働して取り組む、まちづくりの企画、立案および推進に関する事業〔定款第4条第1項第3号〕

(1) みどりのまちづくりセンター事業

練馬区民が住み続けたいと思えるような快適な生活環境と豊かな地域社会を実現するため、みどりのまちづくりセンターは区民の主体的なまちづくり活動を支援するとともに、区民・事業者・行政から独立した中間的な立場で、三者の連携を図りながら協働型まちづくり事業を推進していきます。

平成30年度は、区において三つの分野の「ランドデザイン（暮らし、都市、区民参加と協働）」が検討されていることを念頭に置きながら、各事業を進めていきます。情報誌「こもれび」の発行や「まちづくり講座」の実施などの普及啓発活動や「まちづくり活動助成事業」を通して培われた人脈や資源を活用しながら、区と協働で進めている景観や農関連事業、福祉のまちづくり事業、空家事業を進めていきます。特に、前年度にまとめた「みどりの区民会議」の提案の実施を区と連携しながら積極的に取り組んでいきます。さらに、江古田、大泉学園町、高松（農の風景育成地区）といった拠点の地域ブランディング事業を引き続き取り組んでいきます。

今後も、区が実施する各種施策を区民の目線で捉え直し、区民が行うまちづくり活動との連携やコーディネートを通じて、ソフト・ハードの両面から地区まちづくり事業への展開および支援に対する取組を行っていきます。

① みどり事業の推進

練馬区の特徴であるみどりを、守り・増やす、区民の主体的な活動を広げるため、みどりに関連する活動等の支援を行っていきます。

	取組	内容
1	うめのき憩いの森管理運営事業	・北西うめのき会による、うめのき憩いの森の区民管理への支援および保全・育成の推進支援
2	公共施設等緑化協働事業	・区民ボランティア、区立施設関係者や施設利用者等が主体的に行うための緑化活動の推進支援
3	みどりの区民会議等運営事業	・区が設置したみどりの区民会議の企画、区民委員の議論による会議の運営およびとりまとめ ・まちなかの緑化推進のためのアドバイザー派遣等
4	みどりを育む活動団体育成支援事業	・区民メンバーとの協働による、憩いの森の保全・育成活動についての企画、検討および実施 ・憩いの森の利活用・管理運営を区民主体で推進するための活動団体の設立および運営支援

② まちづくりに関する相談および区民主体のまちづくり活動に対する支援

区民による主体的なまちづくりの取組を推進するため、練馬区まちづくり条例に基づく区民提案、区民主体のまちづくり活動に対し、みどりのまちづくりセンターの資源・ネットワーク等を活用した支援とまちづくりに関する相談に応じていきます。

	取組	内容
1	地区まちづくり (まちづくり相談・専門家派遣等)	<p>[江古田地区]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域特性を生かした多様な主体の連携による意識醸成と地域ブランディングを反映した空間づくりの推進 <p>[大泉学園町地区]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来的な環境変化を見据えたまちへの地元意識の醸成および現地での具体的な場づくり ・地域住民、土地所有者等との連携による主体的な取組への支援 <p>[高松地区]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農の風景育成地区における、農をテーマとした地区まちづくりの推進 ・土地所有者、まちづくり活動団体等が連携して行う活動組織のコーディネート <p>[その他相談対応地区]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・練馬駅南地区 ・城南住宅地区 ・大泉将校住宅地区 ・北町地区 ・石神井公園地区
2	まちづくり条例に基づく大規模建築物等に係る専門家派遣	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模建築物建築等の計画に関する周辺住民と事業者の話し合いに対する専門家の派遣
3	まちづくり条例に基づく地区まちづくり活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ・練馬区まちづくり条例に基づく、まちづくり協議会および準備会に対する支援 <p><総合型地区まちづくり協議会></p> <p>[高野台5丁目中央地区住みよいまちづくりの会]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域ルールの策定・コミュニティ醸成 <p>[武蔵関・環境を守る会]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区計画を併用した建築協定手続の窓口代行・支援
4	まちづくり活動助成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・区民の主体的なまちづくり活動に対する助成および支援 <p>[部門] たまご部門、はばたき部門</p> <p>[相談支援] 事前相談、助成後の活動相談</p> <p>[公開イベント] 公開審査会、中間報告会、最終報告会</p>
5	まちづくり登録団体支援	<ul style="list-style-type: none"> ・打合せスペース、印刷機等の利用、備品の貸出
6	建築無料相談の後援	<p>(一社) 東京都建築士事務所協会練馬支部主催「建築無料相談」の後援。(毎月第4月曜日に開催)</p>

③ まちづくりに関する普及啓発およびプラットフォーム形成

区民がまちづくりに関する関心と理解を深め、まちづくりに関する知識や技術を習得するための情報提供と学習機会の提供を行います。また、情報の共有および発信、活動のネットワーク化を図るための交流の場を提供していきます。

	取組	内容
1	まちづくり情報誌の発行	・まちづくりへの関心を高めるための情報誌「こもれび」の取材、編集、デザイン、発行（年3回：各号22,000部）
2	まちづくり交流事業	・まちづくりカフェの開催やメールマガジンの発行
3	まちづくり講座の開催	・まちづくりに関する学習機会の提供
4	ライブラリー運営	・まちづくりに関する図書・資料の閲覧、貸出
5	地域連携	・地域活動や区立施設と連携したまちづくりのPR活動

④ まちづくりに関する調査・研究

景観まちづくりの手法研究、みどり景観資源の保全モデルに関する取組を進めます。また、他自治体とまちづくり支援に関する情報交換のための会議に参加していきます。

	取組	内容
1	調査研究等	・景観まちづくりの手法に関する研究および成果の発信 ・みどり景観資源に関する保全活動の実践
2	市民まちづくり支援・都市ネットワーク会議	・他自治体のまちづくり支援機関とまちづくり活動への支援手法についての調査・研究

⑤ 練馬区の住民参加型協働事業に対する支援

区が行う区民との協働事業、区民参加型事業等に対する支援を行います。福祉のまちづくりに関する支援事業、景観形成支援に関する事業、空家等の地域貢献活用に関する相談事業について、企画協力、運営、窓口設置、イベント等を行っていきます。

	取組	内容
1	やさしいまちづくり支援事業	・福祉のまちづくりに取り組む活動への支援、相談対応 ・審査会等の開催運営 ・パンフレット作成等の広報 ・活動団体への専門家派遣
2	福祉のまちづくり協働推進拠点事業	・ユニバーサルデザイン（UD）に関する相談窓口 ・普及啓発として、小学校UD体験教室の実施や冊子等のデザイン、編集、発行およびブログによる発信 ・建築物のバリアフリー化推進の事業実施および調査研究 ・練馬区福祉のまちづくり条例に基づく、区立施設等の新設、改修に伴う区民意見の聴取および提案
3	景観形成支援事業	・景観をテーマにした区民主体のまちづくり活動の実践、地域景観資源登録、景観まちなみ協定制度運用、景観まちづくりに関する取組

		<p>[地域景観資源登録]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域景観資源の募集・登録事務、選定委員会の開催 <p>[地域景観資源活用]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大泉学園町、南大泉エリアでの景観まちづくりの取組 ・広報等による地域景観資源のPR強化 ・区民が主体的に地域景観資源を維持・保全する仕組みづくり <p>[景観まちなみ協定地区への支援]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旧川越街道の歴史を活かしたまちなみ協定（北町） ・花咲く小路づくりまちなみ協定（大泉町） ・春日町、話し花咲くまちなみ協定（春日町） ・花と人で道をつなぐ千川通りの景観づくり協定（旭丘） ・東大泉四丁目の歴史、自然を生かした景観まちなみ協定（東大泉） <p>[景観の保全・形成に関する情報提供、相談等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景観まちづくりのホームページの運営、保守等 ・パンレット等の広報媒体の作成、編集、発行、配付 ・「ねりまの散歩道」の改訂、デザイン、編集 ・景観啓発を目的としたイベントの開催 ・練馬区の景観に関する相談対応
4	空家等地域貢献活用事業	<ul style="list-style-type: none"> ・空家所有者と活用希望団体の相談対応および専門家派遣等の支援 ・事業の広報および普及啓発

⑥ その他

	取組	内容
1	運営協議会の開催	・センターの事業展開等に対する助言や意見交換
2	インターンシップの実施	・大学等の学生の受入れ
3	ホームページ等による情報発信	・センター事業のお知らせや報告およびまちづくり活動団体によるイベント等の情報発信

2 自転車等の適正利用に関する事業

・自転車等の適正利用に関する事業〔定款第4条第1項第4号〕

公社は、平成18年度から平成29年度までの間、5期にわたって地方自治法に基づく「指定管理者」として練馬区から指定を受けて、区立自転車駐車場（有料）およびねりまタウンサイクル（貸し自転車）の管理運営を行ってきました。また、平成23年度からは公社立自転車駐車場・無料自転車駐車場の管理運営も公社自主財源で行っているところです。

平成30年度は、新たに指定管理者として5か年の指定を受けた初年度であり、引き続き指定管理者として区立有料自転車駐車場およびねりまタウンサイクルの管理運営を行います。また、公社立自転車駐車場や無料自転車駐車場の管理運営、放置自転車対策事業の実施も適切に行っていきます。

指定管理の実施にあたっては、①利用者第一主義に立ち、質と量の両面からの管理運営施設の安全・安心および利用者サービスの向上、②放置自転車対策と連携させながら、管理運営施設をまちなかに必要不可欠な施設へと改善、③自転車問題の解決をまちづくりとしてとらえ、地域住民との協働による総合的な推進等の取組を行っていきます。

また、これまで培った業務経験を生かした効率的かつ効果的な管理運営を行っていくとともに、指定管理者として独自に提案した事項については、区と調整を図りつつ、確実に実現していきます。さらに、自転車関連5事業（駐車場運営、放置自転車撤去、保管・返還、案内誘導、問い合わせ対応）を連携させ、練馬区全域における自転車の適正利用を一体的かつ総合的に推進していきます。

放置自転車のない住みよいまちづくりを進めるためには、駅周辺の地域住民が組織する町会・自治会、商店会等の協力が不可欠です。そこで、公社は、様々な地域課題に取り組んでいる町会・自治会、商店会等に働きかけ、協働して自転車問題に取り組むとともに、こうした活動を通じて地域における自転車対策地域協議会の設立や活動を支援していきます。

さらに、4か所の公社立自転車駐車場や5か所の無料自転車駐車場の運営についても、放置自転車対策と連携した効率的な運営を行っていきます。

（1）区立自転車駐車場等の運営

プロポーザルで提案した事業計画の実施を中心に、利用者が安全で安心して利用できる施設の管理運営に努めていきます。

自転車駐車場は平成30年度から4駅8施設が加わり、74施設 37,405 台の収容台数、タウンサイクルは7施設 2,700 台の供用台数となっています。管理にあたっては、利用者満足度の向上を図りながら、より一層効率的で公平性・透明性を確保した運営を行っていきます。

また、自転車駐車場ではプロポーザルで提案した自動販売機の設置、新たな料金収納方法の実施、ゲート等改修工事の実施、従来から実施してきた大型車置き場の設置や定期利用・1回利用の収容台数の変更、買物対策として整備している時間利用施設の利用促進を行っていきます。タウンサイクルでは、年4回の点検整備を行っている自転車の貸し出しとさらなる利用促進を図っていきます。

事業計画＜プロポーザルで独自に提案した事業計画の実施＞

○サービスの向上、顧客満足度の向上

プロポーザルで独自に提案した事項のうち、自動販売機の設置や、照明のLED化、AEDの設置、電動空気入れ、防犯カメラの計画的設置等を行います。また、新たにWEBを活用した支払方法を実施します。さらに、利用者にわかりやすい案内表示の工夫や大型車置き場の設置等を行うとともに、警察と協働で実施している盗難防止キャンペーンなど、引き続き警察と連携した取組を進めていきます。

○放置自転車対策事業と連携した事業展開

昨年度は、光が丘駅で放置自転車対策事業と連携して、地域住民と協働でキャンペーンや啓発活動を行いました。平成30年度も同様のキャンペーンを実施し、放置自転車のないまちづくり環境の実現を図っていきます。

○計画的な修繕の実施

区によって老朽化した自転車駐車場機器の更新が進んできましたが、平成30年度からは、公社で老朽化した機器の更新や計画的修繕を実施し、安全・安心な施設運営を行っていきます。

○時間利用施設の利用促進

区では買物対策として1回利用施設を時間利用施設にする改修を進めています。公社は、放置自転車対策事業と連携して午後の買物客を対象として誘導案内を積極的に行い、午後の放置自転車の減少を図っていきます。

(2) 公社立自転車駐車場の運営・整備

豊島園駅前自転車駐車場、石神井公園駅東および石神井公園駅西自転車駐車場は、通勤通学の利用者が多く、利用率も高くなっています。買物対策のために導入した時間利用も大変効果があり、放置自転車の減少に寄与しています。また、平成29年度に開設した平和台駅みどり自転車駐車場も駅周辺の定期利用者の受け皿となっています。さらに、今年度は、氷川台駅付近に新たな公社立の自転車駐車場開設を予定しています。

今後も引き続き利用者の利便性に配慮した効率的・効果的な運用を図っていきます。

(3) 無料自転車駐車場の運営

パークアンドライドを目的とする無料自転車駐車場5施設(1,111台収容)の運営を、公社財源を活用した自主事業として行うなど、自転車交通環境の向上等に向けた地域貢献に取り組んでいきます。

(4) 放置自転車対策事業

区内の放置自転車は、区立や民間の時間制駐車場整備、放置自転車の撤去の強化、案内誘導員の適切な配置・誘導等により、午前・午後の時間帯ともに減少しています。

しかし、個々の駅ごとにみると、乗り入れ台数の多い駅周辺や商店が多く、道路が複雑に入り組んでいる駅周辺では、特に午後や土日の放置自転車が減少していない状況があります。そこで、駅周辺の自転車問題を解決するため、区内鉄道各駅を単位として、町会・自治会、商店会等の地域住民で構成する「自転車対策地域協議会」の設立支援と活動支援を行うことで放置自転車の減少に努めていきます。

平成30年度の放置自転車対策事業については、以下のとおり実施していきます。

① 放置自転車の撤去

区内の放置禁止区域に放置された自転車については、自転車の乗り入れ台数の多い

駅を中心に、地域の合意を得て午後、土日の放置自転車の撤去を重点的に行っていきます。

また、地域の状況に応じて、午後の遅い時間帯の撤去なども効果的に取り入れて、放置禁止区域内の道路等の良好な環境と歩行環境を維持していきます。

放置禁止区域外に放置された自転車については、区民等からの通報等に基づいて、撤去を行っていきます。

② 撤去した自転車の保管・返還

撤去した自転車は、区内に設置された4か所の自転車集積所において適切に保管するとともに、撤去手数料を徴収の上、所有者に返還します。集積所には社員を配置することにより、返還者に対し自転車の放置防止のための啓発を行うとともに、返還事務の円滑化に努めていきます。

③ 自転車の案内・誘導

区内18の駅周辺に案内・誘導員を配置し、自転車駐車場への案内・誘導により、放置自転車を防止していきます。

業務の実施にあたっては、駅ごとの状況に応じた人員配置や配置時間、配置実績等を考慮した計画を区に提案し、実施していきます。

また、案内・誘導員に対する研修等を行っていくとともに、エリアごとに巡回指導員を配置して、案内・誘導員間の円滑な連絡調整等をしていきます。

④ 自転車問い合わせ対応

公社内に「自転車問い合わせセンター」を設置し、放置自転車の返還場所・返還手続の案内、放置自転車の撤去・苦情受付、自転車駐車場の案内など区民からの自転車に関する様々な問い合わせに適切に対応していきます。

⑤ 地域住民との協働（自転車対策地域協議会などへの活動支援）

現在、4地区（江古田駅・練馬駅・中村橋駅・石神井公園駅）の自転車対策地域協議会において、放置対策や交通安全教室を実施し高い評価をいただいております。引き続き地域住民との協働により放置自転車の減少に努めていきます。新たな協議会の設立についても取り組んでいきます。

また、今年度から新たに、公社が指定管理者になった8自転車駐車場（桜台・練馬・中村橋・富士見台）の運営について、地域住民や商店街の要望を反映させることで、利用率アップと放置自転車の削減に努めていきます。

3 資源循環の推進に関する事業

・資源循環の推進に関する事業〔定款第4条第1項第5号〕

公社は、資源循環の推進を図り循環型社会の形成に寄与することを目的に、平成22年4月から練馬区内の家庭から排出される容器包装プラスチックの回収作業と粗大ごみの収集作業を区から受託しています。

また、平成22年11月から練馬区資源循環センター（以下「センター」という。）の管理運営を受託しており、平成30年度も区民が粗大ごみ等を直接センターに持込みできる事業や粗大ごみの再利用事業、廃食用油からバイオディーゼル燃料（BDF）を精製する事業、区民・事業者等への普及啓発事業など幅広い事業を行っていきます。

（1）容器包装プラスチックの回収事業

区内の家庭などから出る容器包装プラスチックを資源・ごみ集積所から回収し、区が指定する中間処理施設へ搬入していきます。

（2）粗大ごみの収集事業

区内の家庭から出る粗大ごみは、区民の申込みに基づき収集日を決めて各戸収集していきます。

（3）センターの受託運営

区の資源循環推進の中核的拠点であるセンターにおいて、以下の事業を実施していきます。

① 粗大ごみ・資源の持込み事業

粗大ごみは、センターによる各戸収集のほかに区民がセンターに自ら持ち込むことができます。また、センターは、古布・廃食用油等の回収拠点になっているとともに、小型家電、乾電池、紙パック、使用済みインクカートリッジの回収拠点として回収ボックスを設置しています。

② 粗大ごみの再利用事業

粗大ごみの中から再利用が可能なものをセンターで清掃や簡易な修理を行い、区内4か所のリサイクルセンター（関町、春日町、豊玉、大泉）に提供していきます。

③ バイオディーゼル燃料（BDF）精製事業

区が拠点回収（44か所）した廃食用油を、バイオディーゼル燃料に精製し、区の清掃車の燃料として提供していきます。

④ 金属類の資源化事業

粗大ごみから、鉄等の有用金属を分解・選別・保管し、資源化事業者へ引き渡していきます。

⑤ 小型家電製品の資源化事業

区内16か所に設置している小型家電製品の回収ボックスから、回収した携帯電話を含む小型家電製品を品目毎（9品目）に選別し、資源化事業者へ引き渡していきます。

⑥ ふとんの資源化事業

粗大ごみの中から「ふとん」を選別し、資源化事業者へ引き渡していきます。

⑦ 資源循環の推進に関する相談および普及・啓発

センターに設置してある「見て学べる展示スペース」や太陽光発電等の環境配慮設

備等を活用し、資源循環の推進に係る普及・啓発事業を実施していきます。

ア 相談コーナーの運営

清掃・リサイクルに関する相談を受けるとともに、資源循環に関する書籍等を収集し、区民に情報提供していきます。

イ 施設見学会の開催

センターは、区の循環型社会の形成をめざした中核的施設と位置付けられていることから、区民、町会・自治会、小・中学生、保育園児などの施設見学を積極的に受け入れていきます。

ウ 講習会の実施

ものを大切にし、ごみ減量への意識付けの契機となるような講習会を実施していきます。

⑧ 集団回収支援事業

集団回収は、町会・自治会などの団体が、自主的に資源を回収するリサイクル活動で、センターは活動団体を拡大するためのPRや団体と回収事業者間の調整、集団回収に必要な用具類の提供および回収実績の取りまとめ業務等を行っていきます。

また、集団回収活動団体には対しては、区から回収量に応じた報奨金が半年ごとに支給されるため、そのお知らせを発送していきます。

⑨ 生ごみ資源化支援事業

生ごみ処理機、生ごみコンポスト化容器の購入費助成受付と生ごみコンポスト化容器のあっせん受付を行っていきます。

⑩ 大型生活用品情報掲示板事業

区民から申し込みのあった「譲ります」「譲ってください」の情報を一覧にした資料を作成し、区内16か所に設置している情報掲示板に掲示していきます。

⑪ 資源循環の推進に係る民間事業者等の支援・育成事業

集団回収を実施する予定の団体へは、希望がある場合に回収予定事業者と一緒に、団体への説明を実施していきます。また、回収事業者へ集団回収できる品目（古紙、古布、びん、缶）を積極的に回収するよう協力要請を行っていくとともに、支援・育成にも努めていきます。

（４）区民・事業者との協働の推進

循環型社会づくりを推進していくためには、区民や事業者との協働体制の構築が必要です。公社は、公益財団法人としての性格を活かし、区と連携して、協働体制づくりに努めていきます。

4 可燃ごみ・不燃ごみの収集に関する事業

・可燃ごみ・不燃ごみの収集に関する事業〔定款第4条第1項第6号〕

公社は、公衆衛生の向上や環境保全を図るため、平成27年度から区の可燃ごみ・不燃ごみの収集業務の一部を区から受託しています。

(1) 可燃ごみの収集事業

家庭などから排出される可燃ごみを週6日（日曜日を除く）、資源・ごみ集積所から収集して区が指定する清掃工場に搬入していきます。公社は、区の作業計画に基づき、収集計画の作成および収集作業を行っていきます。

月曜日から水曜日の収集作業は、1台あたり一日6回行い、木曜日から土曜日は、1台あたり一日4回行っていきます。

(2) 不燃ごみの収集事業

家庭などから排出される不燃ごみを週3日、資源・ごみ集積所から収集し、区が指定する中間処理施設に搬入していきます。公社は、区の作業計画に基づき、収集計画の作成および収集作業を行っていきます。

収集作業は、木曜日から土曜日に行い、1台あたり一日2回行っていきます。

(3) 収集拠点の運営

可燃ごみ・不燃ごみの収集拠点として、区東部地域は、桜台事業所を利用していきます。

区西部地域は、区の石神井清掃事務所4階を石神井分室として利用していきます。この両施設を収集拠点としての機能維持に努めていきます。

5 地球温暖化の防止対策に関する事業

・地球温暖化の防止対策に関する事業〔定款第4条第1項第7号〕

練馬区における地球温暖化対策を区民・事業者・区の連携協力により推進するための組織として、平成22年5月25日に「練馬区地球温暖化対策地域協議会」が設立されました。

協議会は、地域における地球温暖化に関わる区民団体、事業者団体、学識経験者、関係機関および練馬区で構成され、現在29会員が、地球温暖化対策に関する普及・啓発活動を行っています。

公社は、協議会の構成会員となると同時に、区から協議会の事務局運営業務を受託し、日常生活に係る区民、事業者の自主的な温室効果ガスの排出抑制に向け、協議会の取組を積極的に先導し支援していきます。

(1) 平成30年度の事業

平成30年度は、練馬区環境基本計画2011（後期計画）に基づき、協議会では区内で排出される温室効果ガスを減少させるよう、区民・事業者・区等と連携して地球温暖化防止に関する普及啓発事業を実施していきます。

- ① 環境イベントなどの開催、出展
 - ・エコスタイルフェア（練馬まつりと同時開催）の開催
 - ・環境月間（6月）における普及啓発事業
 - ・その他、協議会の活動趣旨に合致したイベントへの出展など
- ② 区民向け講演会、講習会の開催
 - ・区民向け講演会の企画・実施（環境月間（6月）、省エネルギー月間（2月））
 - ・事業者向け講習会の企画・実施
- ③ 青少年向け啓発事業
 - ・こどもエコ・コンクール
 - ・地球温暖化対策に関する講演会の企画・実施（地球温暖化防止月間（12月））
 - ・マスコットキャラクター等を活用した、協議会の活動・知名度の向上事業
- ④ 地球温暖化対策の調査・区民への支援事業
- ⑤ 広報業務
 - ・ホームページの運営、メールマガジン・ダイレクトメールによる事業周知
- ⑥ 会員事務
 - ・会員に関する事務
 - ・総会、役員会、事業部会等の会議に関する事務
 - ・庶務に関する事務
- ⑦ その他
 - ・着ぐるみ2体の内、使用頻度の高い「ねりねこ☆彡」1体の更新